

2020 J M R C 中部ラリーシリーズ戦規定

第1条 目的

J A F 中部地域クラブ協議会のラリーシリーズとして参加者及びオーガナイザークラブ間の親睦および初級者・若年者の育成を図り、ラリー競技および J M R C 中部の発展を目的とする。

第2条 シリーズ戦

1. 下記のシリーズを設ける。
 - 1) J M R C 中部ラリーチャンピオンシリーズ
 - 2) J M R C 中部ラリーチャレンジシリーズ
2. 上記の2つのシリーズは同一競技会において併催することができる。但し併催の場合、参加者は2つのシリーズに重複して参加することはできない。

第3条 部門

下記の部門を設ける。

1. 各クラス・ドライバー部門
2. 各クラス・コ・ドライバー部門

第4条 クラス区分

1. J M R C 中部ラリーチャンピオンシリーズ
 - ① D E - 6 クラス (新設クラス、旧 D E - 3 クラスから分離)
 - ・ 気筒容積が 1 5 0 0 c c 以下の R P N、R F 車両 (AT に限定)。
 - なお、R P N 車両については、同一車両型式の最も古い J A F 登録年が 2 0 0 6 年 1 月 1 日以降の車両のみ参加が認められる。
 - ・ A E 車両 (気筒容積別区分なし)。
 - ② D E - 5 クラス (旧 D E - 3 クラス)
 - ・ 気筒容積が 1 5 0 0 c c 以下の R J、R P N、R F 車両。
 - なお、R P N 車両については、同一車両型式の最も古い J A F 登録年が 2 0 0 6 年 1 月 1 日以降の車両のみ参加が認められる。
 - ③ D E - 2 クラス (旧 D E - 4.5 クラス)
 - ・ 気筒容積が 1 5 0 0 c c を超え 2 5 0 0 c c 以下の R J、R P N、または R F 車両。
 - ・ 気筒容積が 2 5 0 0 c c を超える 2 輪駆動の R J、R P N または R F 車両。
 - ・ 2 輪駆動の R 車両。
 なお、R P N 車両については、同一車両型式の最も古い J A F 登録年が 2 0 0 6 年 1 月 1 日以降の車両のみ参加が認められる。
 - ④ D E - 1 クラス (旧 D E - 6 クラス)
 - ・ 気筒容積が 2 5 0 0 c c を超える 4 輪駆動の R J、または R F 車両。
 - ・ 4 輪駆動の R 車両。
2. J M R C 中部ラリーチャレンジシリーズ

気筒容積、駆動方式および異なる車両区分 (R J、R B、R F、R P N、A E、R) によるクラス区分は行わない。

なお、主催者の判断により、独自の賞典を設けることは制限しない。

第5条 クルーの装備品

1. 安全ベルトは必ず装着し、タイムトライアルおよび第2種アベレージラリー開催規定第4条3. に該当する区間を行う場合やオーガナイザーの指示がある場合は必ず4点式以上の安全ベルト、ヘルメット、グローブおよびレーシングスーツを着用すること。
但し、コ・ドライバーについてはグローブの着用を免除する。
2. ヘルメットおよびレーシングスーツは、2020年のJAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従ったものとする。

第6条 ポイント

1. チャンピオンシリーズ戦については、各クラスのドライバーおよびコ・ドライバーに対し、JAF地方ラリー選手権の順位に従って下表のポイントを与え、下記に示す有効ポイントの合計で順位を決定する。

チャレンジシリーズ戦については、下表のポイントを与え、下記に示す有効ポイントの合計で順位を決定する。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3

2. 競技会において、各クラス出走台数が1台以上でクラス成立とする。
出走台数が2台以下の場合は1位10ポイント、2位7ポイントとする。
3. ポイント対象者は各競技会参加時においてJMRC中部に加盟するクラブ・団体の所属員（クラブ員）であること。
4. 成立した競技会が7戦以上の場合には高得点順に6戦を、6戦以下の場合には全戦有効ポイントとする。
5. 有効ポイントが同点の場合は、下記の方法で順位を決定する。
 - 1) 全開催数が3戦以下の場合、当該年度における当該ラリーシリーズのオーガナイザークラブ・団体に所属する者を上位とする。
 - 2) 上位ポイントの獲得回数の多い順。
 - 3) 当該競技者が得た全てのポイントのうち、上位ポイントの獲得回数の多い順。
 - 4) 地方選手権の各クラスにおける参加台数の多い競技会のポイントを優先する。
 - 5) JMRC中部ラリー部会にて決定する。
6. 国内競技車両規則違反に起因する失格を決定された競技者（ドライバー、コ・ドライバー）は、失格となった競技会を含み、以前のポイントを剥奪する。
7. 上記6. に該当する者がいた場合、各競技会のポイントの再集計は行わず、シリーズ順位のみを繰上げる。
8. JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズにおいては、近畿地区において開催されるJAF中部・近畿ラリー選手権戦もポイント獲得対象競技会とする。

第7条 競技規則違反

1. 再車検を拒否した場合は、その競技会は失格とし、かつ当該シリーズのポイントは全て剥奪し、以降当該年度の当該シリーズ戦競技会への参加を認めない。
2. オーガナイザーが事前走行と認めた車両に乗っていた者は、それまでの全てのシリーズポイントを剥奪し以降当該年度の全てのシリーズ戦への参加を認めない。

第8条 シリーズ表彰

各シリーズともに各クラス・各部門1位を表彰対象とする。但し、参加台数およびクラス成立した競技会回数により表彰対象枠の変更を行なう。表彰対象者には表彰式招待状をもって通知する。

第9条 シリーズ表彰式

「JMRC中部 Motor Sports Day 2020」にて開催される表彰式で行なう事を原則とする。

第10条 シリーズ入賞者の義務

入賞者は表彰式への出席を義務付ける。但しやむを得ず出席できない場合は、その理由と代理人をラリー専門部会に報告すること。

第11条 JMRC全国オールスターラリー出場権

以下の優先順によりJMRC全国オールスターラリーへの出場権が得られるものとするが、JMRC中部・登録クラブ員を対象とする

1. JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズの各クラスにおいて、シリーズ1位～3位のドライバー
2. JMRC中部ラリーチャレンジシリーズの各クラスにおいて、シリーズ1位のドライバー
3. JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズの各クラスにおいて、シリーズ4位～6位のドライバー
4. JMRC中部ラリーチャレンジシリーズの各クラスにおいて、シリーズ2位～3位のドライバー
5. 上記以外でJMRC中部ラリー専門部会が特別に推薦する者

第12条 個人情報の取扱等について

主催者は、参加申込書に記載された個人情報等については、厳重に管理し、当該競技連会運営上および当該主催者が主催する別の競技会等への参加募集以外には使用しない。

但し、収集した個人情報等は、開催許可申請の為、警察、地方自治体等の関係機関の要求に基づき必要最小限の範囲で開示される場合がある。また、競技結果等には、参加者氏名、所属クラブ、車両名等の情報が掲載され、個々の承諾を得る事無く、ホームページなどで競技参加者の人物や車両の写真と共に公開される事もある。

さらに、主催者は参加申込書等に記載された個人情報等を、シリーズ成績集計及び表彰案内等に限りJMRC中部事務局に提出する。参加者は、上記を理解し、承諾した上で参加申込を行うものとする。

第13条 本シリーズ規定の解釈

本規定の解釈に疑義が生じた場合は、JMRC中部運営委員会の決定を最終とする。

第14条 規定の施行

本規定は2020年1月1日より施工する。

本規定の改定、追加項目に関してはJMRC中部ラリー専門部会ホームページにて公示する。